

りす俱樂部

2020年
6月号
第282号



ハートの距離

新型コロナウイルスは、人々の生活様式だけではなく精神に深い傷を与える。接触禁止の3密は、いたわりの抱擁、優しさに満ちた囁きを遠ざける。「本物の絆」が、試されていると、窮屈な鉢植えビオラが教えている。

弁護士 福井大海

一石の波紋

〈東京高検検事長定年延長問題の顛末〉

弁護士（NPOりすシステム監事） 清水勇男

池に投げ込んだ一石の波紋がたちまち千波万波を呼んで石垣を崩す勢いにまで盛り上がることは予想もしなかったことである。

春の嵐というか椿事というか降って湧いたような東京高検検事長定年延長問題である。この問題は、

対応によつては戦後の日本が宮々と築き上げてきた民主主義を根底から覆しかねない危険性をはらんでいる。国民は敏感にもそこに気づいたのである。

この問題、二つのヤマに分けて見ると判りやすい。

第一のヤマは、検事長の定年延長を決めた閣議決定である。

東京高検検事長黒川弘務氏は、本年2月8日に定年の63歳に達し退官の予定であったが、直前の1月31日、その定年を8月7日まで半年間延長するとの閣議決定が行われ、同氏は定年を過ぎて64歳になつても現職に留まっていた。

検察庁法によれば、定年は検事総長が65歳、その他の検察官は63歳とされており（同法22条）、定年延長を可能とする規定はない。国家公務員法には定年延長の規定はあるが、同法は検察官には適用されない。これは検察庁法が一般法である国家公務員法に対して特別法の関係にあり、特別法は一般法に優先するという法理によるものだが、検察庁法32条の2はこの

関係を「検察官の職務と責任の特殊性に基づいて同法（国家公務員法）の特例を定めたるものとする」と規定している。国家公務員法も同旨の規定を置いている（同法81条の2①項）。

検察官の定年を延長するしたら検察庁法の定年規定そのものを改正するしかない。法律の制定も改正も立法作用であり、国会の権限に属する。しかるに内閣は同法改正の手續きを経ずに閣議決定のみで黒川氏の定年延長を決定した。これは法改正の手續きをしないで法解釈のみによって法を改正したと同じ効果を実現しようとしたものであり、いわば解釈立法ともいふべき脱法行為である。正に行政権による立法権の侵害であり、三権分立主義に反する由々しき事態である。

内閣はなぜこんな無理筋なことをあえてしようとしたのか。

それは内閣が現検事総長稲田伸夫氏の後任として黒川氏を予定しており、そのために稲田氏を遅くとも総長の慣例的な在職期間である2年を終了する8月初旬までに勇

退させてその後任に黒川氏を充てるための措置だというのがもっぱらの観測である。

一説によると、本年4月20日に京都で開催される予定であった第4回国連犯罪防止刑事司法会議で開催国を代表して稲田氏が開会の演説を行うことを花道として稲田氏が勇退し黒川氏が後を引き継ぐという筋書きであったが、新型コロナウイルスの流行を理由に同会議が中止されたためこの筋書きは消えたとも言われている。

なんともキナ臭い話ではないか。黒川検事長は内閣にとってお気に入りの人物だったのであろう。なぜお気に入りだったのか具体的には私の知るところではないが、忖度するに政権の意向にそって動く使い勝手のいい駒だったのであろう。そういう人物を長くそばに置いて政権に迫る火の手があればくい止め、降り注ぐ火の粉があれば払い除けてもらう。そのためには法もクソもない。とかく目の上のたんこぶのような存在の検察を政権側に取り込んで政権の安泰を守るための私兵、走狗にする。そのような意向が目に見えている。人事を壟断する

とは正にこのことではないか。私は新聞報道等をつなぎ合わせて、想像を膨らませて何とかここまででは読み解いた。

黒川氏の定年延長、留任に法的根拠はない。この内閣はここまでするのと怒りが込み上げてきた。しかし検察OB

というだけでネームバリューもない85歳の高齢の自分が出る幕ではない。そんなことは分かっている。だが、これは単に検察だけの問題ではない、日本の民主主義が危険に曝されている大変な問題だ。きっとそれなりの人物が率先して声を上げるに違いない。そのときには私も一緒になって声を上げよう、と待っていた。しかしいつまで経っても「この指止まれ」と言っ出てくる人がいない。

やきもきしていると40年来親交のある弁護士会の長老岡村勲先生から非難を交えた電話があった。閣議決定による黒川検事長定年延長問題は法曹界全体の問題である、日弁連会長以下全国多数の弁護士会の会長

がこぞって反対声明を出しているのに、当事者ともいべき立場の検察官側から何の意見もない、現職の検事は立場上やむを得ないかも知れないが、既に検察を離れて自由の立場にある検察OBからも声を上げる者がいない、一体どうなんだというお叱りである。全くそのとおりなので、反論がでない。誰かがやるだろうと言っているうちに時は過ぎて取り返しのきかない状態になる、それでいいのかという厳しい指弾である。そうまで言われては仕方がない、力不足だがまず私が狼煙を上げる、と言わざるを得なくなった。

こうして書き上げたのが本年4月15日産経新聞に掲載された私の「寄稿」で、見出しはベテランの女性記者長戸雅子氏が寄稿の結論部分を切り取って付けた「権力に『やりやすい』と思われたら検察は終わり」というかなり衝撃的なものであった。

歴史を振り返り、世界の情勢を広く見渡すと、政治権力を握った者はその権力基盤を確実にするため自己に刃向かう者を廃除したり、弱体化しようとする行動に出る。

気に入らない司法長官をいとも簡単にクビを切ってすげ替える。そもそも自分の政治姿勢に添わないような人物は訴追機関や裁判機関の幹部として任命しない。イエスマンやヒラメのような人物ばかりで身边を固めようとする。こうして政権つまり行政権が圧倒的優位で、立法権、司法権が下位、劣位に置かれる。図式化して言えば、それがつまり権力の独裁ということであり、そういう政権を独裁政権という。世界史を読み解けばすぐに思い当たるはずである。

私は、閣議決定のみによる黒川検事長定年延長という強引な手法から独裁政権へ傾倒していく現政府の姿をはつきりと読み取った。

検察は、あらゆる犯罪を捜査できる（検察庁法6条）機関であり、起訴不起訴の権限を独占する強力な国家機関である。その対象は政治家や巨大財閥も例外ではない。

もし政権の意向に添ってこうした強大な検察権を左右できる人物を検察の中樞に据えることができたとすれば、政権にとって不利に働くような動きをチェックし、迫り

来る危険の芽を摘み取ることができよう。それが失敗し、危険が身边に及ぶようになってからでもストップをかけることができ。過去にも同じようなことが現実に発生した。昭和29年、造船疑獄事件の捜査が進展し、検察は時の自由党幹事長佐藤栄作氏の逮捕状許諾請求をするまで迫ったが、法務大臣犬飼健は検事総長佐藤藤佐に対して待ったをかけた。いわゆる指揮権発動である。捜査は尻すぼみとなって終わった。悲憤慷慨した検事多数が辞表を提出し、東京地検特捜部は力を殺がれて冬の時代を迎えたのである。この二の舞となるような事態は避けなければならない。

およそこのような内容を綴った寄稿であった。内閣に都合のいいような人物を検察の中樞に据えようと検察の矛先が鈍り、時の政権や財閥の不正を摘発する力が弱められて、国民の期待するような検察の力は発揮できず、ひいては政府の独走を阻止することができなくなつて正義の実現は不可能となるおそれがある、という危険を指摘したものである。

この寄稿に対して古くからの知友を中心に多くの方々から賛同する声が寄せられた。

私としては、これで世論を喚起し、多くの人々が問題の重要性を認識したので、責任を果たした、後は心ある有志にバトンタッチすべきものであり、私のようなロールがいつまでも運動の中心に留まっているべきものではないと思い定めていた。ところがそうはいかない展開となった。つまり第二のヤマである。

第

二のヤマというのは、次長検事と検事長の役職定年を延長するという特例を含んだ検察庁法改正の動きである。

少子高齢化による人口構成の逆三角形化傾向、人生百年の時代を迎えて、公務員、会社員を問わず、定年延長は時代の要請であり、検察官も例外ではない。従って検察官を含む国家公務員の定年延長に反対しているのではない。等しく一律に定年を延長する改正案であれば反対するいわれはない。問題は、改正法では次長検事及び検事

長のいわば上級検察官に限っては、定年に達しても「内閣が必要と認める一定の理由があるときは1年以内の範囲で定年延長ができる」とされている点なのである。国会では、当然のことながらその「一定の理由」とは具体的にどういふ場合なのかという点に質疑が集中し、法務大臣ほか政府委員は納得のいく説明ができず、過去にそうした事態はあったのかという質問に対しては全くお手上げの状態に陥った。

検察の歴史の中で、検察官の定年を延長すべきではないかという事態が生じたことは一度もない。そもそも検察庁法22条には「検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する」と規定し、極めて明確、断定的であって、例外を認める余地はなく、検事総長等に事故があったり欠けたときには臨時職務代行をおくという規定(同13条)があることと相まって少なくとも次長検事、検事長について定年延長を可能とするような解釈を容れる余地はない。法定の自然年齢に達したら自動的に辞める。これを法改

正によらず内閣の閣議決定という独断で延長しようというのが第一のヤマであった。それが大方の賛同を得られないと見るや、一般の国家公務員法の定年延長法案と抱き合わせで、つまり束ね法案として国会に上程したのである。これが賛成多数で成立すれば法律として少なくとも次に改正されるまで長く国家、国民を拘束することになり、その弊害たるや閣議決定の比ではない。このような重要な法案をこの新型コロナ旋風が吹き荒れる中、誰もが反対する余地もないような一般的な定年延長法案に紛れ込ませ、抱き合わせで上程した政府の行動に対して「火事場泥棒的」という批判が湧き起こったのは当然の推移であった。

そ

のころ又しても岡村先生から電話が入った。このままでは法案は成立してしまう。折角産経新聞に寄稿して多くの人々に問題の重要性を知ってもらい、共感を得られたのに改正法が成立したらおしまいだ。反対声明を出した弁護士会は全国50数会中40を超えた。検察OBとしてこの法

案を阻止するための思い切った行動に出るべきだとの内容であった。

しかし私は既に一線を退いたいわば隠遁の身。政治を動かすような活動の経験もないし、その道に詳しい仲間もない。自分のできることにいえば文章を作って賛同者を集めることしかない。岡村先生はそれでいい、力のある人に連名者になってもらって政府に提出するのだと言う。

とにかく風雲急を告げているのだ。これは社会正義の問題、法曹全体の問題だ、と年齢91歳の法曹界の長老が熱く語りかける。

私は決心した。心を込めて検察庁法改善反対の意見書を起草し、有志を募って政府に提出する。これは法律家としての枠を超えたいわば政治運動だ。当然非難を受けるだろう。しかし、もはや失うべきものは私には何も無い。やるだけやる。結果は実らなくても行動した実績は残る。いずれそれを乗り越えて正しい成果を上げてくれる後輩が出る。そして民意と法の正義を無視して独裁傾向を強めていく政権はいずれ国民の信頼を失って崩壊することになる。

こんな悲壮な決心で法務大臣あての「東京高検検事長の定年延長についての元検察官有志による意見書」を起草し、古くからの知友10数名に速達便でお送りしたところ、全員が賛同してくれ、連名者になることを快く承諾してくれた。中には全く同意見だが黒川氏とは親交があるので連名者になるのは勘弁してもらいたいという方や意見書の表現などについて助言してくれたりした方もいた。

こうして意見書が出来上がった。要旨は、この度の検察庁法改正法案

には正当な法的根拠がなく、検察官の力を殺いで政権に不利な行動を封じ込める意図をもったもので、これを阻止しなければ政権の独裁化を益々助長することになりかねないというもので、読む人の理解を深めてもらうために、文中、二つの比喻を用意した。

その一つはルイ十四世が言ったと伝えられる「朕は国家である」との言葉である。

従来、国家公務員法による定年延長の規定は検察官には適用されないとするのが人

事院の解釈であり、公的に確定された解釈であったのに、これを検察官にも適用ありとした政府の見解に対して、だれがそのように解釈を変更したのかと国会で質問した野党の議員に対し、安倍総理大臣は「それは私（の内閣）がそう解釈を変更した」と答弁した。これは6年前、集団的自衛権を憲法改正手続きを経ないで政府の解釈だけで認め、解釈改憲と評された手法と同じように法律改正の手続きを経ないで定年を延長する解釈立法の手法であり、国会無視、三権分立主義違反の政治姿勢である、それはフランスの専制国家を確立して君臨したルイ十四世の姿勢と同じだとの趣旨を込めて、安倍首相のこの答弁はルイ十四世の「朕は国家である」との中世の亡霊のような言葉を彷彿とさせると書き記したのである。

もう一つは、王権神授説、つまり国王の権限は神から授けられたものだという考えを否定し、それは人々の合意（社会契約）によるものであるとしてフランス革命、アメリカ独立宣言にも大きな影響を与えた17世紀を代表する知の巨人ジョン・ロックの

「法が終わるところ、暴政が始まる」との言葉である。

この言葉は「統治二論」（加藤節訳、岩波文庫）の第2章「暴政について」中に収められている。

因みに「暴政とは権利を超えて権力を行使することであつて、何人もそのようなことへの権利をもつことはできない」とあり、内閣が行政権の範囲を超えて立法権を行使することはできないことをジョン・ロックは既に予見し、警戒をうながしていたかのようである。しかも暴政は「君主政にだけ固有のものであると考えることは間違ひである」とも述べており、17世紀だけではなく三権分立主義を標榜する現世紀にも通じる原理であることがわかる。

こうしてまとめた原案を岡村先生に見てもらったところ、判りやすくよく書けているが、これを読んだ者に対して、だからどうしろというのか、そのところが弱いと言われた。しかしそこまで踏み込んだら概文となる、あまりにも政治的ではないかという気持ちもあり、逡巡したのだが、書く

だけ書いてみようと思ひ立ち、意見書の最後に次の文章を付け加えた。

「関係者がこの検察庁法改正の問題点を賢察され、内閣が潔くこの改正法案中、検察幹部の定年延長を認める規定は撤回することを期待し、あくまで維持するということであれば、与野党の境界を越えて多くの国会議員と法曹人、そして心ある国民すべてがこの検察庁法改正法案に断固反対の声を上げてこれを阻止する行動に出ることを期待してやまない。」

意

見書ではもう一つ気になっていることがあった。それはこの人にも意見を聞いておけばよかつたという悔恨である。そのような人が何人もいた。このりす

倶楽部の表紙を毎回心に染みる美しい絵で飾ってくれている福井大海画伯は、かつて名古屋地検で共に勤務した親しい仲間であり、何事にも真摯に向き合う姿勢にかねてから尊敬していた人物である。その福井画伯も最高検検事の経歴があり、画伯にも連名者にお誘いしようかなと思つたが、余計

なことで画業に妨げがあつてはいけなと思ひ返し、お誘いしなかつたところ、後日画伯から極めて質の高い意見書が送られてきた。私はそれを読み、人選に失敗したことを思い知つた。しかし当時は改正法案の委員会審議が急ピッチで進められていて審議終了次第直ちに本会議へ上程、法案可決という切羽詰まつた状態にあり、広く意見を聞くという時間的余裕がなかつた。その不手際を反省し、お詫びするという言葉も付け加えておきたかつた。そこで意見書の最後に次のような一文を付加した。

「追記」この意見書は、本来は広く心ある元検察官多数に呼びかけて協議を重ねてまとめ上げるべきところ、既に問題の検察庁法一部改正法案が国会に提出され審議が開始されるといふ差し迫つた状況下であり、意見のとりまとめに当たる私（清水勇男）は既に85歳の高齢に加えて疾病により身体の自由を大きく失っている事情にあることから思うに任せず、やむなくごく少数の親しい先輩、知友のみに呼びかけて起案したものであり、更に広く呼びかければ賛

同者も多く参集し連名者も多岐に上るものと確実に予想されるので、残念の極みであるが、上記のような事情を了とせられ、意のあるところを何卒お酌み取り頂きたい。

私

にとつてこの二つの追加文は、苦渋と悔悟、お詫びの意味しかなかったのだが、意見書を読み進んでこの追加文に接した方々は私の切ない気持ちを汲んで共感してくれたようであった。

後から聞いて知った話であるが、この意見書の全文が新聞やインターネットに掲載されると、ややこしい問題であるにもかかわらず意見書をしっかり読み解いて、改正法案に反対する意見をツイッターに寄せ、それがハッシュタグという形でたちまち700万通を超えたとの報道に接した。小泉今日子さんは思わず涙がこぼれたとツイッターし、それが多くの人々に共感を与えたようである。

中には、長野県岡谷市の弁護士毛利正道さんのように、この意見書への賛同者を募り、集まった494名もの弁護士、大学教

授などの研究者、学生、一般市民からの意見を集めて送ってくれた方もあった。その意見を丹念に読み進んで、ああ、日本の良識は健在だと感激し、民意というやや漠然とした概念が現実のものとして迫ってくるのを感じ取った。毛利先生のように核となる方が日本の津々浦々におられる限り、日本の社会は安心だと思った。

5月15日、連名者の元検事総長松尾邦弘氏と一緒に法務省を訪れ、森まさこ法務大臣は国会に行つて留守だとのことで、官房審議官保科和人氏に意見書を手渡した。その後記者会見が行われたが、好意的な質問が多く、快い疲れを覚えながら、付き添いの妻共々記者会見場を後にした。

検察庁法改正法案は、今国会での成立は見送りととなった。今秋の臨時国会での継続審議が予定されているとのことであるが、このような問題のある法案を継続審議しても成立は覚束なく、早晚廃案になるものと思われるが、あくまで強行するのであれば、更に多くの賛同者を得て廃案を迫るしかない。

そ

れにしても渦中の黒川氏が賭け麻雀で辞職とは！

余りにも情けない結末であった。重要な任務を担っている人間は、公務員と否とに限らず、出処進退をきれいにし、いやしくも晩節を汚すようなことがあつてはならない。特に法に携わる人間は、常に法を意識し、法にもとるような身の処し方はすべきではない。

黒川氏は、閣議決定によつて検事長の定年を延長するとされても辞退すべきであった。それが違法な決定であることは法に携わる人間として判らぬはずはないのである。このときに辞職していたら、賭け麻雀で辞職というようなぶざまな結末にはならなかつたように思われる。

この一文がこのような人間の生き方のよきな叙述で終わるのは不本意だが、事実の流れを追つていくとそうならざるを得なかつた。残念な終章である。

完

ロッキード世代の意地



しみず・いさお 1935年、横浜生まれ。早稲田大学大学院卒。64年検事任官。東京地検特捜部、最高検検事、捕房(現・さいたま)地検検事正などを歴任。千葉大チブス事件、ロッキード事件、戸塚ヨットスクールの事件、幾大家連続殺人事件などを捜査。95年4月に退官。

14人の怒れる元検事 決起

検察幹部の定年を政府の判断で延長できるようにする検察庁法改正案に反対し、元検事トップらが「検察庁のあるべき姿に重大な影響を与える懸念がある」とする意見書を法務省に提出した動きは、日本中を驚かせた。14人の元検事たちはいかなる覚悟をもって決起に至ったのか。発起人の清水勇男・元最高検事(85)を直撃した。

「当初はね、もっとネームバリエーのある人が新聞テレビで反対を表明してくれるだろうと期待していたのよ」が、何十もの弁護士が反対表明を出して、検察関係者は驚愕した。これではいかにうかつかという話、ある。高松の弁護士から「記者が声を上げなくてはいいか」と高松を押し上げて、4月上旬のことだった。2月に退官予定だった開川弘務・東京高検検事長(金澤)の定年を半年延長させ、関任させる政府の閣議決定(1月)が報じられると、清水さんは「法的根拠のない閣議決定の一言で、これではいかにうかつか」と述べた。この閣議決定の移行は、政府与野に都合の悪いことを推察できないようにする狙いがあると述べた。清水さんが所属する「一報」は「やりやすい」と思われたら検察は終わり」と題した記事を掲載したのは4月25日、国家公務員法(一般法)に検察庁法(特別法)が優

検察庁法改正 政権に不都合な捜査阻止が狙いと確信

意見書の賛同者は14人に達した。検察を重んじて文書を書き、「寝ずの作業」を続けた。発起から提出までわずか4日間。「国会採決が迫る中、時間との闘いでした」。安倍晋三首相の手法をフランスのルイ14世の政策、一紙は国家である「い」にならざるべし、徹しく叱責している。八中世の「い」のような言葉をほつふつとさせるような姿勢であり、近代国家の基本原理である三権分立主義の否定にもつながりかねない危険性を念入りにしている。

5月15日、松尾元検事総長と東京・調が関で記者会見に臨んだ清水さんは「検察は言葉を尽くす組織であって、はたはたしてと断念した。17世紀の思想家ジョン・ロックの言葉「法が終わるまで、暴政が始まる」「(統治)権」を念頭に、現政権による検察庁法改正の動きを警戒している。



意見書提出のため松尾元検事総長(左)と清水勇男(右)が記者会見に臨んだ。清水さんは「検察は言葉を尽くす組織であって、はたはたしてと断念した。17世紀の思想家ジョン・ロックの言葉「法が終わるまで、暴政が始まる」「(統治)権」を念頭に、現政権による検察庁法改正の動きを警戒している。

ルイ14世の亡霊 権力暴走許せば国民が被害に遭う

インターネット中もしばしば、メガネ奥からの鋭い眼光を自らの当たり前にした。検察幹部の人事を牛耳ることで政権は検察の牙を抜くつもりだ。法務が成立してはれば、政財界の不正を暴発させることが難しくなり、検察組織は壊された。正しく行われる国家でなければ「世界史がひもとくつ、清水さんは言葉を重んじた。「一報」はルイ14世の亡霊と書いたが、独裁者は検察機関の力を弱めようとするのが常。あらゆる手段で野党を阻止しようとする。こうした政治手法は過去のものではない。だから有権者は政治の動きを絶えず監視する必要がある。権力の暴走を許せば被害に遭うのは国民なのですから」。

清水さんは80年代、法務省法務総合研究所で政治官として検察官らに指導する傍ら、研修教材「検察庁法」を執筆した。同法を熟知していたことが、執筆のとりまとめに生かされた。

政府を公然と批判する。前代未聞の「検察に検察の日を奪り立てたものは、果たして何だったのか。清水さんは「ババ、ロッキード世代である」と語り、この回想する。「17世紀の思想家ジョン・ロックの言葉「法が終わるまで、暴政が始まる」「(統治)権」を念頭に、現政権による検察庁法改正の動きを警戒している。

意見書提出のため松尾元検事総長(左)と清水勇男(右)が記者会見に臨んだ。清水さんは「検察は言葉を尽くす組織であって、はたはたしてと断念した。17世紀の思想家ジョン・ロックの言葉「法が終わるまで、暴政が始まる」「(統治)権」を念頭に、現政権による検察庁法改正の動きを警戒している。

「地獄でも進むしかない」上司の気概 胸に刻んで

当時の神谷勇男・東京高検検事長(後の検事総長)が「い」この事件の疑惑解明に着手しなければ、検察は今後30年間、国民の信頼を失うことになる。これが「ゴイサイン」となって検察の方針が固まった。神谷氏の覚悟の発言は、清水さんの胸に深く刻まれたこととなった。神谷氏は、清水さんが新検事として赴任した札幌地検時代の上司(検事正)でもあった。二度に「ご自身を訪ねた時、当時の心境を尋ねてみると『進むも地獄、退くも地獄なら進むしかないではないか』と笑っておられた。この事件を捜査する中で僕は一度たりとも、上司からストップをかけられたことがなかった。事件の解明に全力を注ぐことができたのは、真相を明らかにしようとした気概のある上司がいて、政治が検察には介入しない不文律があったからだと思っています」。

「買収の捜査を手に、清水さんはどうも驚いた。これもね、私一人の名前じゃ、通用しなかった。連名で出したことに意味があるの。誰か二つ返事で加わってくれて、俺も俺もと騒がれた。ホラ、検事って一匹オオカミの檻しい連中ばかりでしょ。こんなに質問してもらえどは思っていないの。いつもあの文書が文々々」。

「この気がくわいなくないなって思っているんだけど、今回は全くなかった。こんなのは、初めてよ。それだけ俺に信頼があったこと、どんなのかも思えないね」。

意見書提出のため松尾元検事総長(左)と清水勇男(右)が記者会見に臨んだ。清水さんは「検察は言葉を尽くす組織であって、はたはたしてと断念した。17世紀の思想家ジョン・ロックの言葉「法が終わるまで、暴政が始まる」「(統治)権」を念頭に、現政権による検察庁法改正の動きを警戒している。

2020年6月4日付 毎日新聞 夕刊より

東京高検検事長の定年延長についての

二元検察官有志による意見書

1 東京高検検事長黒川弘務氏は、本年2月8日に定年の63歳に達し退官の予定であったが、直前の1月31日、その定年を8月7日まで半年間延長する閣議決定が行われ、同氏は定年を過ぎて今なお現職に止まっている。

検察庁法によれば、定年は検事総長が65歳、その他の検察官は63歳とされており（同法22条）、定年延長を可能とする規定はない。従って検察官の定年を延長するためには検察庁法を改正するしかない。しかるに内閣は同法改正の手続きを経ずに閣議決定のみで黒川氏の定年延長を決定した。これは内閣が現検事総長稲田伸夫氏の後任として黒川氏を予定しており、そのために稲田氏を遅くとも総長の通例の在職期間である2年を終了する8月初旬までに勇退させ、その後任に黒川氏を充てるための措置だといえる。この観測である。一説によると、本年4月20日に京都で開催される予定であった第4回国連犯罪防止刑事司法会議で開催国を代表して稲田氏が開会の演説を行うことを花道として稲田氏が勇退し黒川氏が引き継ぐという筋

書きであったが、新型コロナウイルスの流行を理由に会議が中止されたためにこの筋書きは消えたとも言われている。

いずれにせよ、この閣議決定による黒川氏の定年延長は検察庁法に基づかないものであり、黒川氏の留任には法的根拠はない。この点については、日弁連会長以下全国35を超える弁護士会の会長が反対声明を出したが、内閣はこの閣議決定を撤回せず、黒川氏の定年を超えての留任という異常な状態が現在も続いている。

2 一般の国家公務員については、一定の要件の下に定年延長が認められており（国家公務員法81条の3）、内閣はこれを根拠に黒川氏の定年延長を閣議決定したものであるが、検察庁法は国家公務員に対する通則である国家公務員法に対して特別法の関係にある。従って「特別法は一般法に優先する」との法理に従い、検察庁法に規定がないものについては通則としての国家公務員法が適用されるが、検察庁法に規定があるものについては同法が優先適用される。定年に関しては検察庁法に規定があるので、国家公務員法の定年関係規定は検察官には適用されない。これは従来の政府の見解でもあった。

例えば昭和56年（1981年）4月28日、衆議院内閣委員会において所管の人事院事務総局長任用局長は、「検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されない」旨明言しており、これに反する運用はこれまで1回も行われて来なかった。すなわちこの解釈と運用が国法上定着している。

検察官は起訴不起訴の決定権すなわち公訴権を独占し、併せて捜査権も有する。捜査権の範囲は広く、政財界の不正事犯も当然捜査の対象となる。捜査権をもつ公訴官としてその責任は広く重い。時の政権の圧力によって起訴に値する事件が不起訴とされたり、起訴に値しないような事件が起訴されるような事態が発生するようないことがあれば日本の刑事司法は適正公平という基本理念を失って崩壊することになりかねない。検察官の責務は極めて重大であり、検察官は自ら捜査によって収集した証拠等の資料に基づいて起訴すべき事件か否かを判定する役割を担っている。その意味で検察官は準司法官とも言われ、司法の前衛たる役割を担っていると見える。

こうした検察官の責任の特殊性、重大性から一般の国家公務員を対象とした国家公務員法と

は別に検察庁法という特別法を制定し、例えば検察官は検察官適格審査会によらなければその意に反して罷免されない（検察庁法23条）などの身分保障規定を設けている。検察官も一般の国家公務員であるから同法が適用されるといような皮相的な解釈は成り立たないのである。

3 本年2月13日衆議院本会議で、安倍総理大臣は「検察官にも国家公務員法の適用があると従来の解釈を変更することにした」旨述べた。これは、本来国会の権限である法律改正の手続きを経ずに内閣による解釈だけで法律の解釈運用を変更したという宣言であって、フランスの絶対王制を確立し君臨したルイ十四世の言葉として伝えられる「朕は国家である」との中世の亡霊のような言葉を彷彿とさせるような姿勢であり、近代国家の基本理念である三権分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいる。

時代背景は異なるが17世紀の高名な政治思想家ジョン・ロックはその著「統治二論」（加藤節訳、岩波文庫）の中で「法が終わるところ、暴政が始まる」と警告している。心すべき言葉である。

ところで仮に安倍総理の解釈のように国家公

務員法による定年延長規定が検察官にも適用されると解釈しても、同法81条の3に規定する「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分の理由があるとき」という定年延長の要件に該当しないことは明らかである。

加えて人事院規則11-8第7条には「勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の1に該当するときに行うことができる」として、①職務が高度の専門的な知識、熟練した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため後任を容易に得ることができないとき、②勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に得ることができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき、③業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき、という場合を定年延長の要件に挙げている。

これは要するに、余人をもって代えがたいということであって、現在であれば新型コロナウイルスの流行を収束させるために必死に調査研究を続けている専門家チームのリーダーで後継

者がすぐには見付からないというような場合が想定される。

現在、検察には黒川氏でなければ対応できないというほどの事案が係属しているのかどうか。引き合いに出されるゴーン被告逃亡事件についても黒川氏でなければ、言い替えれば後任の検事長では解決できないという特別な理由があるのだろうか。法律によって厳然と決められている役職定年を延長してまで検事長に留任させるべき法律上の要件に合致する理由は認め難い。

4 4月16日、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げる国家公務員法改正案と抱き合わせる形で検察官の定年も63歳から65歳に引き上げる検察庁法改正案が衆議院本会議で審議入りした。翌17日、野党側が前記閣議決定の撤回を求めたのに対し菅義偉官房長官は必要なしと突っぱねて既に閣議決定した黒川氏の定年延長を維持する方針を示した。こうして同氏の定年延長問題の決着が着かないまま検察庁法改正案の審議が開始されたのである。

この改正案中重要な問題点は、検事長を含む上級検察官の役職定年延長に関する改正につい

てである。すなわち同改正案22条⑤項には「内閣は（中略）年齢が63歳に達した次長検事又は検事長について、当該次長検事又は検事長の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該次長検事又は検事長を検事に任命することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めるときは、当該次長検事又は検事長が年齢63年に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き当該次長検事又は検事長が年齢63年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務をさせることができる（後略）」と記載されている。

難解な条文であるが、要するに次長検事および検事長は63歳の職務定年に達しても内閣が必要と認める一定の理由があれば1年以内の範囲で定年延長ができるということである。

注意すべきは、この規定は内閣の裁量で次長検事及び検事長の定年延長が可能とする内容であり、前記の内閣会議によって黒川検事長の定年延長を決定した違法な決議を後追いで容認しようとするものである。これまで政界と検察との両者間には検察官の人事に政治は介入しないという確立した慣例があり、その慣例がきちん

と守られてきた。これは「検察を政治の影響から切りはなすための知恵」とされている（元検事総長伊藤榮樹著「たまされる検事」）。検察庁法は、組織の長に事故があるとき又は欠けたときに備えて臨時職務代行の制度（同法13条）を設けており、定年延長によって対応することは毫も想定していなかったし、これからも同様であろうと思われる。

今回の法改正は、検察の人事に政治権力が介入することを正当化し、政権の意に沿わない検察の動きを封じ込め、検察の力を殺ぐことを意図していると考えられる。

5 かつてロッキード世代と呼ばれる世代があったように思われる。ロッキード事件の捜査、公判に関与した検察官や検察事務官ばかりでなく、捜査、公判の推移に一喜一憂しつつ見守っていた多くの関係者、広くは国民大多数であった。

振り返ると、昭和51年（1976年）2月5日、某紙夕刊1面トップに「ロッキード社がワイロ商法 エアバスにからみ48億円 児玉督士夫氏に21億円 日本政府にも流れる」との記事が掲載され、翌日から新聞もテレビもロッキード関連の報道一色に塗りつぶされて日本列島は

興奮の渦に巻き込まれた。

当時特捜部にいた若手検事の間では、この降つて湧いたような事件に対して、特捜部として必ず捜査に着手するという積極派や、着手すると言つても贈賄の被疑者は国外在住のロッキード社の幹部が中心だし、証拠もほとんど海外にある、いくら特捜部でも手が届かないではないかという懐疑派、苦勞して捜査しても造船疑獄事件のように指揮権発動でおしまいだという悲観派が入り乱れていた。

事件の第一報が掲載されてから13日目の2月18日検察首脳会議が開かれ、席上、東京高検検事長の神谷尚男氏が「いまこの事件の疑惑解明に着手しなければ検察は今後20年間国民の信頼を失う」と発言したことが報道されるやロッキード世代は歓喜した。後日談だが事件終了後しばらくして若手検事何名かで神谷氏のご自宅にお邪魔したときにこの発言をされた時の神谷氏の心境を聞いた。「（八方塞がりの中で）進むも地獄、退くも地獄なら、進むしかないではないか」という答えであった。

この神谷検事長の国民信頼発言でロッキード事件の方針が決定し、あとは田中角栄氏ら政財界の大物逮捕に至るご存知の展開となった。時

の検事総長は布施健氏、法務大臣は稲葉修氏、法務事務次官は鹽野宜慶氏（後に最高裁判事）、内閣総理大臣は三木武夫氏であった。

特捜部が造船疑獄事件の時のように指揮権発動に怯えることなくのびのびと事件の解明に全力を傾注できたのは検察上層部の不退転の姿勢、それに国民の熱い支持と、捜査への政治的介入に抑制的な政治家たちの存在であった。

国会で捜査の進展状況や疑惑を持たれている政治家の名前を明らかにせよと迫る国会議員に対して捜査の秘密を楯に断固拒否し続けた安原美穂刑事局長の姿が思い出される。

しかし検察の歴史には、捜査幹部が押収資料を改ざんするという天を仰ぎたくなるような恥ずべき事件もあった。後輩たちがこの事件がトラウマとなって弱体化し、きちんと育っていないのではないかという思いもある。それが今回のように政治権力につけ込まれる隙を与えてしまったのではないかと懸念もある。検察は強い権力を持つ組織としてあくまで謙虚でなくてはならない。しかしながら、検察が萎縮して人事権まで政権側に握られ、起訴・不起訴の決定など公訴権の行使にまで掣肘を受けるようになったら検察は国民の信託に応えられない。

正しいことが正しく行われる国家社会でなくてはならない。黒川検事長の定年延長閣議決定、今回の検察庁法改正案提出と続く一連の動きは、検察の組織を弱体化して時の政権の意のままに動く組織に改変させようとする動きであり、ロッキード世代として看過し得ないものである。関係者がこの検察庁法改正の問題点を賢察され、内閣が潔くこの改正法案中、検察幹部の定年延長を認める規定は撤回することを期待し、あくまで維持するというのであれば、与党野党の境界を超えて多くの国会議員と法曹人、そして心ある国民すべてがこの検察庁法改正案に断固反対の声を上げてこれを阻止する行動に出ることを期待してやまない。

「追記」この意見書は、本来は広く心ある元検察官多数に呼びかけて協議を重ねてまとめ上げるべきところ、既に問題の検察庁法一部改正法案が国会に提出され審議が開始されるという差し迫った状況下であり、意見のとりまとめに当たる私（清水勇男）は既に85歳の高齢に加えて疾病により身体の自由を大きく失っている事情にあることから思うに任せず、やむなくごく少数の親しい先輩知友にのみ呼びかけて起案したものであり、更に広く呼びかければ賛同者も

多く参集し連名者も多岐に上るものと確実に予想されるので、残念の極みであるが、上記のような事情を了とせられ、意のあるところを何卒お酌み取り頂きたい。

令和2年5月15日

以上

- | | |
|-------------|-------|
| 元仙台高等検察庁検事長 | 平田胤明 |
| 元法務省官房長 | 堀田 力 |
| 元東京高等検察庁検事長 | 村山弘義 |
| 元大阪高検検察庁検事長 | 杉原弘泰 |
| 元最高検察庁検事 | 土屋 守 |
| 元同 | 清水勇男 |
| 元同 | 久保 裕 |
| 元同 | 五十嵐紀男 |
| 元検事総長 | 松尾邦弘 |
| 元最高検察庁公判部長 | 本江威憲 |
| 元最高検察庁検事 | 町田幸雄 |
| 元最高検察庁検事 | 池田茂穂 |
| 元同 | 加藤康榮 |
| 元同 | 吉田博視 |
- （任官期別順）
（本意見書とりまとめ担当・文責）清水勇男
- 法務大臣 森 まさこ 殿

支部



活動記

北海道・北日本支部

▼本誌第279号（2020年3月号）・281号（2020年5月号）で紹介したJさん（87歳・女性）のその後です。

ケアハウスに暮らすJさんが脳出血のため入院し、急性期病棟から回復期リハビリ病棟に移動。Jさんは、「これからも、今まで通りのケアハウスで生活したい」とリハビリに励んだ結果、多少の麻痺は残ったものの、手すりや歩行器があればケアハウスに戻れるだろうとの診断で、退院の準備を始めた。

ケアハウスの相談員が病院と連絡を取り、改めてJさんの状態を確認し、ケアハウスへの復帰が可能と判断されました。申請中だった要介護認定の結果は要介護1。現況調査のため担当のケアマネージャーが病院を訪問して、看護師

リハビリ担当者・相談員からJさんに関する情報を収集しました。コロナ禍で、Jさんとの面会は15分のみだったそうです。

Jさんはケアマネージャーに、「ケアハウスでの一人暮らしを継続出来るよう、自分で出来ないところは助けてほしい」と伝え、通所リハビリ、生活支援、薬剤師による居宅療養管理（服薬カレンダーへのお薬セットと管理）、歩行器のレンタルを組み入れたケアプランを作成してもらいました。

先日ケアハウスの相談員から、Jさんが退院したと電話がありました。

今回はコロナ禍のため入院中のJさんとお会い出来ず、お話しはお電話のみ。りすシステムの病院訪問は、入院手続きと主治医の検査結果報告・治療方針説明の2回だけでした。

そんな中、契約家族としてのりすシステムの役割を病院に説明し、理解いただけたので、Jさんのサポートを滞りなく行うことが出来ました。

▼施設入居を検討しているDさん（81歳・男性）の件で、介護付き有料老人ホームの相談員から電話がありました。

相談員によると、「こちらの施設には既にDさんの奥さんが入居中で、Dさんが身元引受保証人になっていきます。以前はご夫妻で互いの保証人になることを認めていました。現在はお引き受け出来ず、他に保証人をお願い出来る方もいないため、Dさんにりすシステムをご紹介したい」とのことだったので、施設に出張し説明しました。

Dさんは説明を納得され、契約を進めることになりました。しかし、書類を作成し、公正証書の案文（下書き）を確認いただく段階になったところで、「この先、何が分かるかに、分からないのに、分から

「何をあるか分からないから安心して暮らしていただくための契約です」と改めてお話ししました。

施設の相談員も、「車いすの奥さんの通院はどうされますか」「ご自宅での食事の準備が困難とお聞きしましたが、大丈夫でしょうか」などお話ししたところ、Dさんは、「…もう一度考えてみます」とおっしゃいました。

翌日Dさんから、「やはり契約を進めたいので、公正証書の案文について説明してほしい」と連絡があり改めて説明したところ、理解し納得され、翌日、公正証書を作成しました。

「…もう一度考えてみます」とおっしゃいました。

翌日Dさんから、「やはり契約を進めたいので、公正証書の案文について説明してほしい」と連絡があり改めて説明したところ、理解し納得され、翌日、公正証書を作成しました。

翌日Dさんから、「やはり契約を進めたいので、公正証書の案文について説明してほしい」と連絡があり改めて説明したところ、理解し納得され、翌日、公正証書を作成しました。



東日本支部

▼都内マンションで二人暮らしをしていたUさん夫妻。

ご主人(92歳)は脳卒中を患ったのち、歩行が困難になりましたが、週1回の介護サービスを利用しながら、奥さん(90歳)がご主人の身の回りの世話をしていました。

言いたいことを言い合えるお二人は、正に「喧嘩するほど仲がいい」間柄。可能な限り自宅で暮らしたい、ここで最期を迎えたいとご希望でしたが、お互い90歳を超え、加齢による心身の不調が顕著になっていました。

ご主人が、「この先もずっと、動くのがやっとの自分の世話を、妻にさせるのか」と不安を感じるようになり、奥さんも、いつしか夫の世話がストレスになっていたようです。

見守り訪問で伺った際、室内は雑然とし、食べ物等のゴミが散乱して、衛生面の問題もあることが

見て取れました。二人での暮らしに限界を感じていたケアマネージヤーの勧めもあつて、夫婦で話し合い、施設入居を決断。候補の施設の見学に付き添い、体験入居を経て、介護付き有料老人ホームに入居しました。

自宅暮らしにこだわっていた夫妻ですが、徐々に施設の暮らしにも慣れ、入居前と比べ、お顔の色も良くなりました。「喧嘩するほど仲がいい」状態のまま、お互いを思いやりながら暮らしておられます。

夫婦であっても、介護度や心身の状態が異なる場合、同じ施設に入居出来ないこともあります。Uさん夫妻は同じ施設に入居が出来る、よかつたと思います。

「愛着のある自宅で暮らし、ここで最期を迎えたい」「夫婦二人だから何とかやっていける」とおっしゃる方もいますが、お互い同じように年をとり、衰えて、介護

が必要な状態になる可能性が高いです。また、どちらかが残される

ことになります。身体が自由がきかなくなる前に、その先の暮らしをどうするか、考えておくことが必要ではないでしょうか。

中部日本支部

▼2001年にりすシステムと契約した、大正生まれのUさん(99歳・男性)が、5月末亡くなりました。

奥さんに先立たれて以降16年間、介護付き有料老人ホームで暮らし、趣味のゴルフを楽しむ美食家で、「魚より肉が好き」だったUさんは、ピンクのシャツがお似合いのおしゃれな方でした。

年に一度、施設を訪問しての**企画書**見直しも11年間続き、当初の**企画書**に書ききれない分は、別紙「自前の企画書」を作成、それらを毎年確認し、必要があれば追記・変更して行きました。

Uさんは3年ほど前から入退院を繰り返すようになり、都度、入院保証をお引き受けしました。

「早くお迎えが来ないかな」が口癖でしたが、「百歳のお祝いをするまで頑張りましょう」とお声がけすると、にっこりと嬉しそうな表情になったUさんです。

百歳の誕生日まで2ヶ月ほどでしたが、ご希望通り、長年暮らしした施設で安らかに旅立たれました。

Uさんは**企画書**で、死亡届出人(奥さんの位牌その他)、通夜・葬儀の参列者、お布施の額を決めてあり、**企画書**に沿って死後事務を進めています。

四十九日法要の際、親族の皆さんでお別れの会を開催する予定ですが、引き出物や接待の金額もきちんと決めておられます。

大正、昭和、平成そして令和を生きて来られたUさん。どうぞ安らかに眠りください。



西日本支部

▼Kさん（96歳・男性）がりすシステムと契約したのは20年前。ケアハウス入居のため、身元引受保証をお引き受けして以来のご縁です。

年1回、誕生日に合わせた見守り訪問でお会いしてきました。「ピリヤードを楽しむ優しいお父さん」然のKさんとの面会を、スタッフも楽しみにしていました。

3月上旬、そんなKさんが入院しました。Kさんは腹痛とだるさを訴え、食欲もないことから、かかりつけクリニックの紹介で医療センターを受診、CT検査を受け、そのまま入院したとのことで、入院先を訪問しました。

病室でKさんとお会いし、入院保証の手続きを行いました。医師の説明では、Kさんは多発性肝腫瘍でかなり進行しており、人工肛門（ストーマ）を付ける手術が必要とのこと。

当初Kさんは、「人工肛門を付

けてまで生きたくない」と、手術に消極的でしたが、主治医の、「元氣になれば外すことも可能」との説明に納得し、手術に同意しました。

看護師から入院・手術に必要な準備する物についての説明があり、施設から持って来られる物を持ち参し、それ以外は購入しました。身元引受保証人として手術・麻酔・輸血の同意書に署名し、手術に立ち会いました。

手術前Kさんは、「人工肛門は、皮膚用保護シールやリムーバーなどが必要で、日常のケアが上手く出来るか不安です」とおっしゃっていました。手術後、「装着した肛門のケアも、慣れると大丈夫なものですね」と、笑顔を見せるようになりました。

先日、障害者手帳と医療費助成請求の申請を行いました。また、少しでも負担を少なくするため、役所から届いたストーマ用品の購入に使用する補助費用給付券※を、医療機器会社に送付しました。

手術から1ヶ月後、Kさんはリハビリ病院に転院出来、1ヶ月半ほどのリハビリで退院して施設に戻りました。現在、ストーマ外来の定期受診に付き添っています。また先日、生活サポートを受けるため、指定訪問介護事業所と契約しました。穏やかな日常に戻りつつあるKさんです。

※永久的なストーマを持ち、身体障害者手帳の交付を受けた人は、日常生活用具（ストーマ用品）の給付を受けることができます。給付の平均的な金額は、消化管ストーマ装具（蓄便袋）8858円/月、尿路ストーマ装具（蓄尿管袋）11639円/月で、市区町村ごとに違ってきます。所得制限があつて高所得者は給付を受けられない場合があります。給付に当たり自己負担は原則として基準額の1割となっていますが、市区町村の裁量に任されています。



主治医は、診断書の付記事項に、『大動脈瘤は次第に拡大し、破裂のリスクがある状態といえる。将来的に大動脈瘤破裂による突然死を起こす可能性があり、独居であ

中国支部

▼2ヶ月前、解離性大動脈瘤で入院したTさん（86歳・女性）は、安静が必要な状態です。

先日、入院先の看護師から、「Tさんが自宅に戻りたいと、帰宅の準備をしています。すぐに来てもらえますか」と電話があり、入院先に向かいました。

主治医によると、「48ミリの解離性大動脈瘤があるため、このまま入院し安静にしてもらいたいところですが、本人がどうしてもおっしゃるので、退院を許可します。高齢なので手術を差し控えています。高年齢なので破裂するかわかりません。その際は即死状態になる危険があるので、念のため診断書を書いておきます」とのことでした。

るため自宅で突然死され、気がつかれない可能性がある』と記載。「自宅や路上で即死した場合でも、診断書を見せれば検視をしながらでも大丈夫だと思われず」とのこと、Tさんは、主治医から退院後のリスクを聞き、納得した上で退院しました。

後日Tさんから、「かかりつけ医を受診します。入院中の検査書類等を手渡すので、同行してもらえますか」と依頼があり、付き添いました。

その際、要介護認定の申請についてかかりつけ医に相談したところ、「区役所に申請の手続きをして下さい。かかりつけ医としてこの病院を指定してもらえれば、病院に認定調査の書類が送られてきます。届いたら必要事項を記入し、区役所に送付します」と言われ、手続しました。

結果は1ヶ月後とのことで、「結果が出るまではお金がかかってもいいので、ヘルパーさんに入ってもらいたい」とTさん。

そこで、地域包括支援センターに相談し、週1回1時間、買い物や掃除などのサービスを申し込み、介護認定が出た後も、引き続き対応してほしい旨を伝えました。

九州支部

▼Oさん(82歳・女性)は、りすシステム契約者のお姉さん(県外在住)の勧めで、10年ほど前になりすと契約。昨年、個人財産の遺言公正証書も作成しました。

一時は施設入居を検討していたOさんですが、介護サービスを利しを続けています。今年1月初め、介護認定の再調査の結果、要介護1から要支援2に改善。しかし、それからひと月も経たない1月末早朝、救急搬送される事態となりました。

寝室からトイレへ向かうところで転倒したOさんが、訪問看護ステーションに電話し、電話を受けた職員が、りすシステム24時間緊急

コールセンターに連絡。職員によると、転倒したOさんはセコムの緊急信号を発信することも出来ない状態で、救急車を呼んでも入口ドアを開錠出来そうにないので、セコムに連絡し開錠を依頼しました。

ほどなくOさん宅に到着した訪問看護ステーションの職員から再連絡があり、主治医の判断でOさんを救急搬送したので、搬送先へ来て欲しいと依頼がありました。緊急コールを受けたりセンター・新木場からアドバイザーにその旨連絡が入り、搬送先へ向かいました。

搬送先到着後、これから検査を受けるOさんから、自宅室内の片付け、入院に必要な物の準備等の依頼があり、アドバイザー2名で自宅を訪問し対応。

その後、病院に戻り検査結果を聞いたところ、Oさんは大腿骨頸部骨折の診断で手術を受けることとなり、入院保証の手続きをし、手術に立ち会いました。

手術は無事終了。執刀医の説明を受け、翌日からリハビリが始まるとOさんに伝えました。

術後の経過は順調で、約2週間後、リハビリ病院への転院が決まり、転院付添い、入院保証手続きを行ない、今後の治療計画の話合いの場に同席しました。

その後、新型コロナウイルス禍による面会禁止措置が取られました。Oさんは熱心にリハビリに取り組み、転院から9週間後、短時間ながら退院に向けての話し合いの場でOさんとお会いすることが出来、その1週間後、退院しました。

退院日はアドバイザー2名で対応。病院玄関でマスクを着用し、検温OKでも病室に入れるのは1名のみで、その間、他の1名は入院費の支払いをし、出口でタクシーを確保して待機、Oさんを自宅までお連れしました。

退院後、訪問看護・リハビリ・歯科の介護サービスを利用中ですが、自費契約している家政婦から、

「同居人が利用中のデイサービス施設内で、新型コロナウイルス感染者が出たため、当面、Oさん宅の家事サポートに伺えません」との連絡がありました。

この時期重大な連絡であり、「では利用者への感染拡大は？りすへの影響は？そして家政婦の交代は？」と頭を悩ませました。感染拡大防止については、全力で万全の準備を整え、接触機会を極力抑えた対応とさせていただきました。



大分支部

▼サービス付き高齢者向け住宅に夫妻で暮らしていたSさん(90歳・男性)は、2年前奥さんを見送り、その時の様子を本誌第265号(2018年10月号)で紹介しました。

東京で教師をしていたSさんは、かつての教え子たちとの交流を今も続けています。

奥さんを亡くした直後、Sさんを心配した教え子が大分に来られ、Sさん、教え子、りすシステムで今後の暮らしについて話し合い、東京に転居することも検討しました。

結果Sさんは、「施設の一人部屋が空いたら移りたい。お金のことは信頼しているりすシステムにお願いしたい。家事は自分でやるが精神的なことが心配…。迷惑をかけないように努力する」との結論に達し、これまでと同じ施設での暮らしを選択されました。

また、「りすシステムの預託金から、小遣い・食費2ヶ月分を施設に届けてもらう。掃除は基本、自分でする(月1回施設がサービス)。薬、食事のことは今まで同様、自分で管理する」とし、夫妻で暮らしていた二人部屋から一人部屋に移り、新しい暮らしをスタートさせました。

半年後、Sさんから、「自分は認知症ではないし面倒を掛けるので、お金のことは自分でやろうと思う」と電話があり、施設に確認したところ、Sさんはかなりの量の買い物をしての指摘がありました。

再度Sさんにお電話したところ、「お金は2ヶ月分と決めていたのに1ヶ月分しかもらっていない」「自分はボケていない、自分で管理できる、ボケたら、りすに頼む」と強い口調でおっしゃいます。訪問してお話すると、いつものSさんに戻り、これまで通りのお金の管理で納得されました。

その後も、「残金はまだあり急がないが、お金を持ってきて欲しい。毎月の生活費を増やせないだろうか」といった内容の電話があり、訪問して、毎月の経費・家賃の説明をすると、現状のままで大丈夫と納得されました。電話は「寂しいから来て欲しい」のサインと受け止め、すぐに伺ってお会いするようにしています。

しかし、話し相手がいなくて寂しい思いをしていること、食事やお小遣いのことなど心配事が多くなっていることもあり、Sさんと転居について話し合い、今年2月、Sさんの希望に沿ったケアマンションを見学しました。

見学後、立地や雰囲気を入ったSさんは、施設概要等の詳細を聞いて即入居を決め、申込書に自分で署名、提出しました。このケアマンションは人気が高く、待機者も多かったため順番待ちとなりましたが、しばらくして入居決定の連絡がありました。

その後、現在住んでいる施設の退居手続き、入居契約、入居予定の部屋の見学と、準備を進めました。

ところが引越し前日Sさんから、「明日、引っ越し理由が分からない…」と動揺した様子で電話があり、施設を訪問。お部屋に伺ったところ、Sさんは荷作りした段ボールの前に穏やかな表情で座っておられました。

「引越すのがどうしてもお嫌なら、取りやめましょうか？」とたずねたところ、「…何から何まで世話になって申し訳ない。ありがとう。明日の引越しの時間は何時？」とおっしゃいます。そこで翌日の時間をお伝えし、帰宅しました。

迎えた引越し当日。再びSさんから電話があり、「二つほど言いたいことがあります。一つ、今の施設でこのまま過ごしたい、二つ、預けている実印を入居書類に押す前に言ったほうがいいと思って、電話した」と。

施設に急行したところ、すでに引越し業者が到着していましたが、Sさんの「引越しはしない」意思是今度こそ固く、業者に丁寧に断りを入れ作業をストップ。その後、施設、ケアマネージャーに事情を説明し、退居・入居の全てをキャンセルしました。

しばらく、いつものようにお話しされ、落ち着かれたSさんは、「自分が引越さない訳は、①90歳

なので引越すことが面倒 ②人とのコミュニケーションが苦手 ③カミさんが死んだここで死にたい ④野垂れ死んでもよい、自由に生きたい」とおっしゃいました。先日、Sさんの息子さんから近況伺いの電話があり、今回の顛末をお話ししました。息子さんは、「今の施設で生活できるなら、自由に生きたい親父にとつてそれが一番だと思う。『瞬間湯沸かし器』のような親父の面倒を見ていただき、ありがとうございます。りすさんだけが頼りです。これからも親父をよろしくお願ひします」と、改めてSさんのお世話を依頼されました。Sさんの「自由な生き方」に、今後も寄り添っていきます。



りす友 おたより 紹介コーナー



この度は大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいでございます。独りでの入院・手術という事は、大変心細いことでした。

世の中はコロナウイルスの恐怖でおおわれていて、願ひする事にためらいを感じましたが、主治医の先生のお言葉で手術の立会いをお願ひし、村田さんに来ていただけることになりました。

手術後、病室に戻ったとき看護師さんが「ご家族の方ですよ」と村田さんと呼んで下さったことを、おぼろげに聞いて、りすシステムの主旨「家族のかわり」という言葉を実感いたしました。

これからは、年令とともにお世話になる事が多くなるかと思ひますが、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

少しばかりお送りいたしました。感謝の気持ちですのでご笑納下さるようお願い申し上げます。

東京都 T・O様





令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

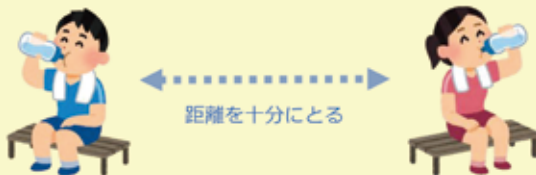
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



環境省



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願ひいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

人気のカラーです！



地球に恩返し運動について



私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九（ゼロイチキュウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

釜田 郁子さん (埼玉県坂戸市)
中野 壽美子さん (東京都豊島区)
藤田 力男さん (東京都板橋区)
50音順



※ 2020年5月1日～5月31日の期間、3名の方から寄附をいただきました。

NPO りすシステム

☎ 0120-889-443

りすセンター・新木場

☎ 0120-373-959